

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続で

マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

## 社会保障

年金

労働

医療

福祉

## 税

## 災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

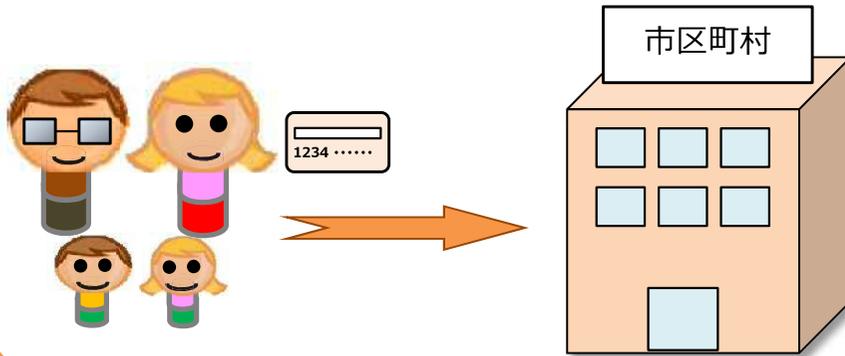
など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

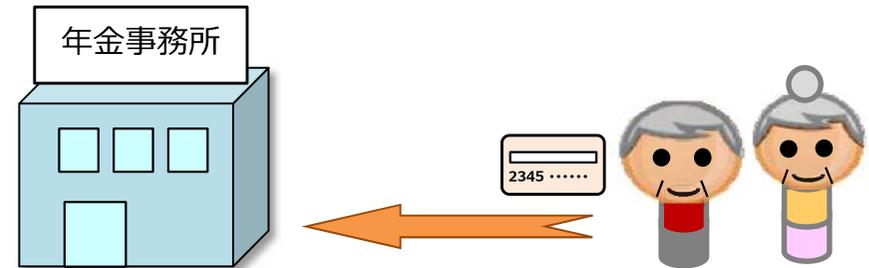
# マイナンバーは次のような場面で使います。



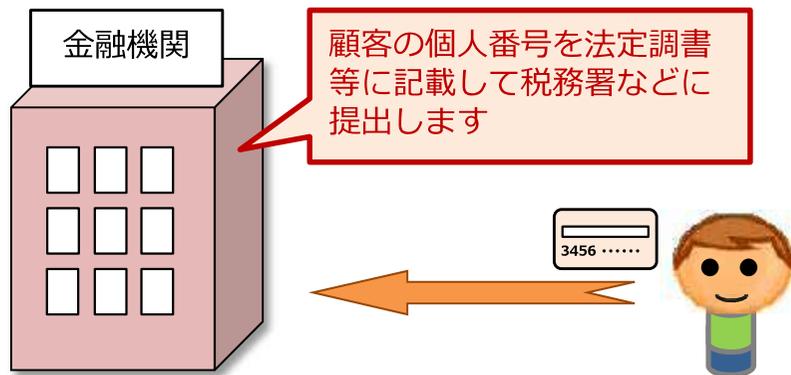
毎年6月の児童手当の現況届の際に  
市区町村にマイナンバーを提示します



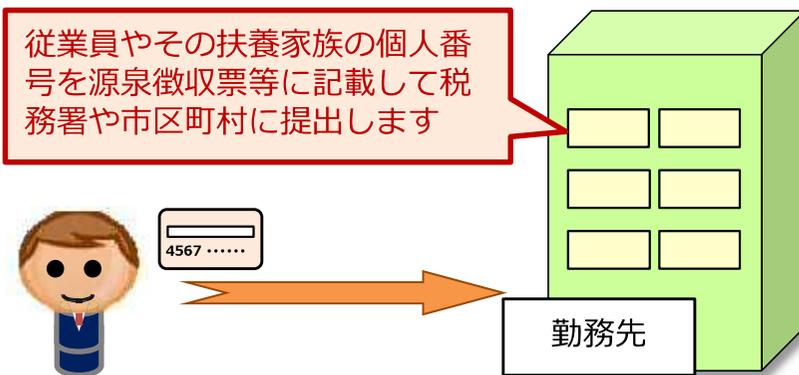
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所  
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバー  
を提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、  
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。4